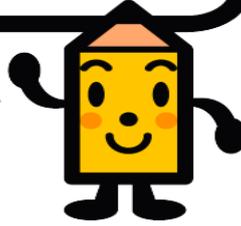


第1弾

くらしに潜む悪質商法・
トラブルを紹介します！



くらしの窓
すぎなみ

臨時184号

令和2年 1月

発行・杉並区立

消費者センター

☎ 03-3398-3141

消費者センターでは、消費者が商品を購入、またはサービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間とのトラブルに関して、専門の消費生活相談員が公正な立場でアドバイスやあっせん（消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け）、情報提供などを行っています。



東京都発行

「若者向け悪質商法被害防止ポスター」

消費者被害は自分には関係ないことと思っていないですか？
悪質商法の手口は様々ですが、例えば若者の相談で特徴的なものに、SNSを悪用して近づき、親しくなったと思い込ませて高額な商品やサービスの契約を迫る手口があります。悪質商法などのトラブルは意外と身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。

そこで、くらしに潜む悪質商法とトラブルを3回連続で紹介します。注意すべきポイントを知って、消費者被害を未然に防ぎましょう！



悪質商法の手口など四コマ漫画で楽しく学べる東京都発行
「飯田橋四コマ劇場」は、こちらのサイトでご覧になれます。
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/4koma/>

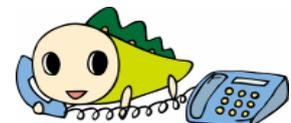
杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

キャッチセールス

キャッチセールスとは、駅前や繁華街の路上などで本来の目的を告げずに、「無料体験!」「アンケート調査!」などと声をかけ呼び止めて、事務所などへ連れて行き、不安をあおり帰れない状況にして商品やサービスを契約させる商法です。また、その日はアンケート調査だけで、後日呼び出して勧誘する手口も多くみられます。



消費者庁イラスト集より



- 路上などで声を掛けられても、安易に呼びかけに応じてメールアドレスなどを伝えないようにしましょう。
- しつこく勧誘されても「いらない!」「買わない!」としっかり断りましょう。

アポイントメントセールス

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出し、「あなただけ特別!」「安くするから!」などと勧誘し、高額な契約を結ばせる商法です。最近では、SNSで悪質事業者が知人を装って勧誘してくるなど、SNSを悪用した手口も多くみられます。



消費者庁イラスト集より

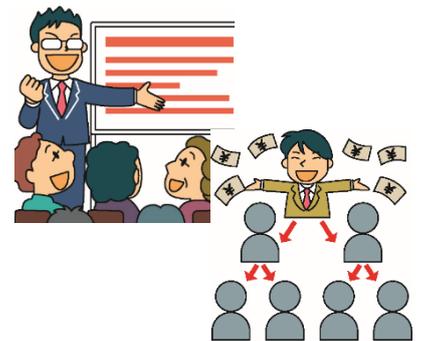


- 「あなただけ特別!」などと勧誘されてもその場の雰囲気や契約をせず、冷静によく考えましょう。
- 勧誘目的で SNS を利用する人もいます。安易に会うことはやめましょう。

マルチ商法/マルチまがい商法(連鎖販売取引)

マルチ商法とは、「必ずもうかる」などと誘われて商品の販売組織に入会した人が、さらに人を入会させると利益が得られる仕組みの商法です。入会時の説明と違い、実際は一人も入会させられず、商品購入の借金が残るといった被害が多くみられます。

また、先に商品の契約をさせ、「他の人を加入させると紹介料が得られる」など後から勧誘するマルチまがい商法も増えています。



消費者庁イラスト集より



- 「必ずもうかる」などという甘い誘いには乗らないようにしましょう。
- 強引な勧誘で人間関係が壊れることがあります。また、知人を勧誘すると、自分自身が加害者になってしまうことになり得ます。

第2弾 185号に続く...

(参考 東京都消費者センター)

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階